

公務員連絡会中央行動にお集まりのみなさん、暑い中、お疲れさまです。わたしは、静岡県教職員組合で、青年部を担当しています、中央執行委員の糸賀誠と申します。教職員、そして青年という立場から、人勸期における一致団結のとりくみに向けて、決意表明をさせていただきます。

今、長時間労働の問題が社会の注目を集めています。わたしたち教職員についても、文科省が10年ぶりに実施した勤務実態調査によって、過労死ラインとなる月80時間以上の時間外労働にあたる教員が、小学校では33.5%、中学校にいたっては57.7%という、深刻な超勤多忙の実態が明らかとなりました。

この、教職員、とりわけ「教員」における長時間勤務については、法律上の大きな要因があることを、ご存じでしょうか。実は、教員には、いわゆる時間外勤務手当が一切支払われていません。教員の中には、月100時間を超える超勤となっている教員も少なくありませんが、その100時間分の勤務は、そのほとんどが「自発的勤務」とされているのです。公立学校の教員には「給特法」という特別措置法が適用されています。この法律では、教員の職務と勤務実態の特殊性から、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、給料月額4%の「教職調整額」というものが支給され、超過勤務手当は適用しないとされています。この教職調整額4%は、時間外勤務手当に換算すると、わずか月8時間分しかありません。時間外勤務のほとんどが、月72時間が、「タダ働き」「サービス残業」という実態です。そして、この給特法によって、教員をはじめ学校現場が、ひいては教育委員会を含めた教育現場全体が「時間外勤務」という概念を見失い、歯止めのない長時間勤務の渦にのみこまれてしまっています。

わたしたち静岡県教組では、昨年度、青年部を対象に実態調査を行いました。その中に、次のような質問項目がありました。「今の働き方を定年まで続けることは可能だと思いますか」。どのくらいの青年教職員が、「今の働き方を定年まで続けられる」と答えたでしょうか。266人の回答のうち、「はい」と答えたのは、わずか68人。全体の4分の1という結果でした。青年教職員。その多くが、教職員という職業に憧れ、大きな夢や希望を抱いていたはずです。「今の仕事を定年まで続けたい」「続けられる」、そう思える職場であってほしいと願っています。また、そうした職場にしなければいけないと強く思います。

社会全体の雇用情勢は、労働者人口の減少と求人倍率の増加、いわゆる「売り手市場」の様相を強めています。教育現場も同様に教員、教職員の志望者が年々減少しています。多くの学校で、出産や育児等で休んでいる教職員の代替者が見つからず、欠員を生じたままで学校運営を行っている現状があります。現在の学校が、安心して働くことができる職場となっていないこと、魅力ある職場となっていないことが、この教員、教職員不足の大きな要因です。朝は6時台に出勤し、子どもが学校にいる時間は満身に休憩をとることもできません。昼休憩45分はほぼ皆無とです。中学校においては、勤務時間終了を迎えても、「自発的勤務」として部活動の指導にあたります。翌日の授業の準備は、そのあと子どもたちが帰ってからとなります。帰宅は深夜、という教員も少なくありません。

今、どれだけの子どもたちが、教員の働く姿を見て「自分も先生になりたい」と思っているのでしょうか。わたしたちは、子どもたちにゆたかな学びを保障するだけではなく、いち労働者として、その姿を示す責任も負っているのではないのでしょうか。子どもたちに、働くことの素晴らしさを伝えることのできる、そんな教員になりたいと思います。そして、そんな学校でありたいと願っています。

本日は、学校現場の長時間労働の実態を紹介しましたが、今、学校現場で抱える課題は多岐に渡ります。そうしたことは、もちろん教職員、学校現場に限ったことではありません。公務員が、自信と誇りをもって良質な公共サービスの提供に、より一層努めることができる。そんな勤務条件と職場環境が重要です。まだまだ暑さが続きますが、ここにいる皆さんで一致団結し、要求実現にむけともにがんばりましょう。ありがとうございました。

2017年7月25日

静岡県教職員組合

中央執行委員 糸賀 誠